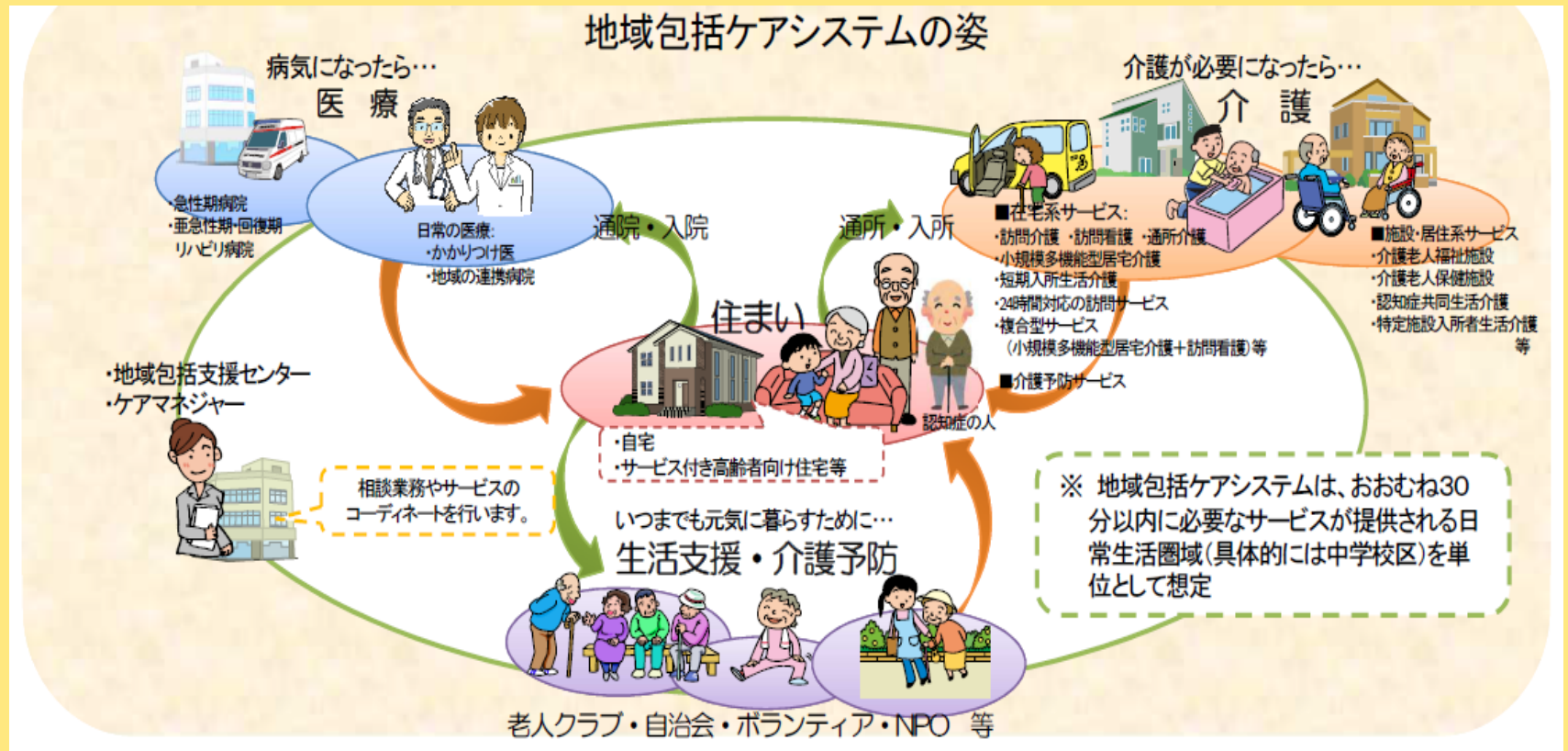


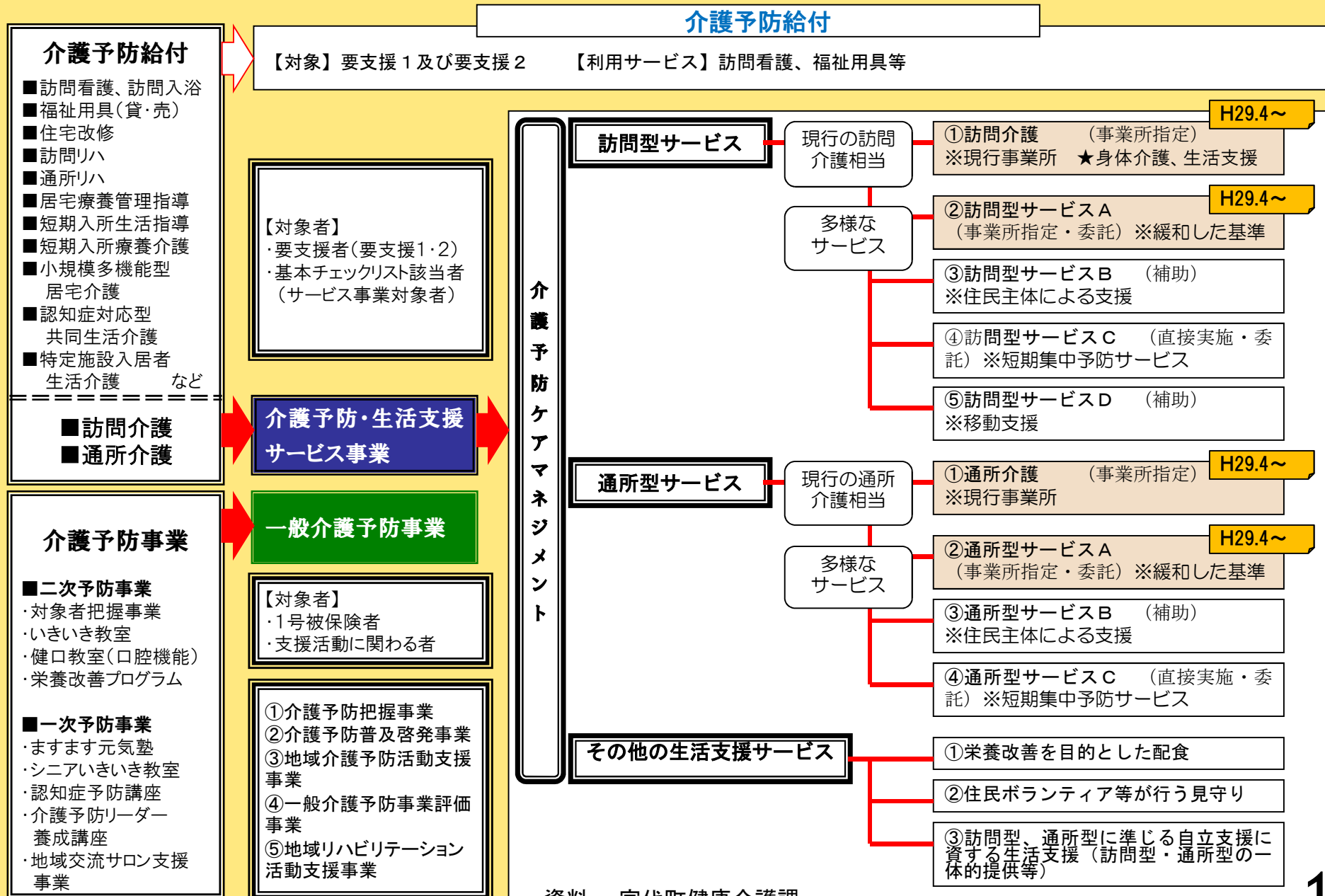
# 介護予防・日常生活支援総合事業



第3回みやしろ健康福祉プラン運営委員会  
高齢者福祉部会

日時:平成28年12月1日(木)

# 1-1 宮代町の介護予防・日常生活支援総合事業の構成(イメージ図)



## 1-2 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の対象者

**= 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は =**

- ① 要支援認定を受けた者 → 要支援1・2**
- ② 基本チェックリスト該当者 → 事業対象者**

**※ 予防給付に残る**

**介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等  
を利用する場合は、**

**要介護(要支援)認定を受ける必要がある**

## 2-1 訪問型サービスの類型

○現行の介護予防訪問介護相当 ⇒ 専門的な対応が必要な場合

○雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

種 別	介護予防訪問介護相当 (現行みなし指定)	緩和した基準のサービス (訪問型サービスA)
内 容	訪問介護員による身体介護・生活援助	生活援助等
考え方	○現行の訪問介護相当⇒専門的な対応	○緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA) ⇒専門的な対応を必要としない(雇用労働者による)家事援助 ※サービス内容「老計第10号」:掃除、ゴミ出し、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、調理、買い物・薬の受け取り 等
実施方法	事業者指定=6年(町から新たに総合事業の指定を受けた場合)	事業者指定=6年
基 準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準
提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者

## 2-2 訪問型サービス(第一号訪問事業)の基準

		介護予防訪問介護相当 (現行みなし指定)	緩和した基準のサービス (訪問型サービスA)
訪問型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①管理者:常勤・専従1以上(兼務可)</li> <li>②訪問介護員等:常勤換算2.5以上</li> <li>③サービス提供責任者 :常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者等) (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①管理者:専従1以上(※兼務可)</li> <li>②従事者:必要数(資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修修了者又は *『町が指定する研修の修了者』)</li> <li>③訪問事業責任者:従事者のうち必要数 (資格要件:従事者に同じ) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>②必要な設備備品</li> </ul>	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別サービス計画の作成</li> <li>②運営規定等の説明・同意</li> <li>③提供拒否の禁止</li> <li>④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>⑤秘密保持等      ⑥事故発生時の対応</li> <li>⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①必要に応じ、個別サービスの作成</li> <li>②運営規定等の説明・同意</li> <li>③提供拒否の禁止</li> <li>④従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>⑤従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>⑥事故発生時の対応</li> <li>⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 (その他、現行相当の基準と同様)</li> </ul>

※下線は法令により必ず遵守すべき事項

## 2-3 訪問型サービスの提供時間・利用回数

種 別	介護予防訪問介護相当 (現行みなし指定)	緩和した基準のサービス (訪問型サービスA)
提供時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1回あたり45分以上 (短時間サービスは、 1回あたり20分未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1回あたり45分以上</li> </ul>
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援1及び事業対象者 週1回・週2回程度</li> <li>○要支援2及び事業対象者 週1回・週2回・週2回を超える程度 (短時間サービスは検討中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援1及び事業対象者 週1回・週2回程度</li> <li>○要支援2及び事業対象者 週1回・週2回・週2回を超える程度</li> </ul>

## 2-4 訪問型サービスの単価・利用者負担・給付管理

種 別	介護予防訪問介護相当 (現行みなし指定)				緩和した基準のサービス (訪問型サービスA)		
			1月	1回			1回
単 価	事業対象者 要支援1	週1回程度	1,168単位	266単位	事業対象者 要支援1	週1回程度	210単位
		週2回程度	2,335単位	270単位		週2回程度	
	事業対象者 要支援2	週1回程度	1,168単位	266単位	事業対象者 要支援2	週1回程度	
		週2回程度	2,335単位	270単位		週2回程度	
		週2回を 超える程度	3,704単位	285単位		週2回を 超える程度	
事業対象者 要支援1 要支援2 (短時間 サービス)	月22回以内		165単位				
【参考:国基準で示す単価】							
加 算	○国基準により算定				○初回加算 200単位		
減 算					○同一建物減算 90/100		
1単位あたり 単 価	1単位 = 10.42円				1単位 = 10.42円		
利用者負担	1割・2割				1割・2割		
支払い・ 給付管理	国保連を活用				原則、国保連を活用		

宮代町では、「サービス利用回数に応じた報酬設定」の観点から1回あたりの単価を定める



## 2-5 宮代町認定ホームヘルパー養成制度(案)

### 宮代町独自のヘルパー認定制度を創設

☆介護福祉士やヘルパー2級等の資格を有していなくても、町が指定する研修を受講することで、「宮代町認定ヘルパー」(家事援助のみを提供)として、働くことが可能。  
⇒訪問型サービスAの従事者となることが可能

#### 【対象者】

- ▼町内の介護事業所に従事することを希望する方
- ▼介護福祉士・ホームヘルパー1～3級資格所持者を除く

#### 【研修内容】

- ▼介護保険制度
- ▼高齢者の特徴と対応(高齢者や家族の心理)
- ▼認知症の理解
- ▼コミュニケーション手法、訪問マナー
- ▼介護技術
- ▼緊急対応 等

※3日間・12時間程度の研修とする予定



## 3-1 通所型サービスの類型

○現行の通所介護に相当するもの

○雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス

種 別	介護予防通所介護相当 (現行みなし指定)	緩和した基準のサービス (通所型サービスA)
内 容	通所介護のサービスと同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス、 運動・レクリエーション
考え方	○現行の通所介護相当	○緩和した基準によるサービス(通所型 サービスA) ⇒ADL等がほぼ自立しているが、閉じこ もりがちで、継続参加することで維持で きる
実施方法	事業者指定=6年(町から新たに総 合事業の指定を受けた場合)	事業者指定=6年
基 準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準
提供者	通所介護事業所の従事者	主に雇用労働者

## 3-2 通所型サービス(第一号通所事業)の基準

		介護予防通所介護相当 (現行みなし指定)	緩和した基準のサービス (通所型サービスA)
通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①管理者:常勤・専従1以上(兼務可)</li> <li>②生活相談員:専従1以上</li> <li>③看護職員:専従1以上</li> <li>④介護職員:~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>⑤機能訓練指導員 1人以上 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①管理者:専従1以上(※兼務可)</li> <li>②従事者:~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (例:16人~20人=専従2人 21人~25人=専従3人)</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>②静養室・相談室・事務室</li> <li>③消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>④必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上)</li> <li>②消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>③必要な設備・備品</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別サービス計画の作成</li> <li>②運営規定等の説明・同意③提供拒否の禁止</li> <li>④<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u></li> <li>⑤<u>秘密保持等</u> ⑥<u>事故発生時の対応</u></li> <li>⑦<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> 等 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①<u>必要に応じ、個別サービスの作成</u></li> <li>②運営規定等の説明・同意③提供拒否の禁止</li> <li>④<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u></li> <li>⑤<u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u></li> <li>⑥<u>事故発生時の対応</u></li> <li>⑦<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> 等 (その他、現行相当の基準と同様)</li> </ul>

※下線は法令により必ず遵守すべき事項

### 3-3 通所型サービスの類提供時間・利用回数

種 別	介護予防通所介護相当 (現行みなし指定)	緩和した基準のサービス (通所型サービスA)
提供時間	○必要提供時間	○2時間以上3時間未満 ○3時間以上
利用回数	○要支援1及び事業対象者 週1回 ○要支援2及び事業対象者 週1回・週2回	○要支援1及び事業対象者 週1回 ○要支援2及び事業対象者 週1回・週2回

### 3-4 通所型サービスの単価・利用者負担・給付管理

種 別	介護予防通所介護相当 (現行みなし指定)				緩和した基準のサービス (通所型サービスA)			
			1月	1回			1回	
単 価	事業対象者 要支援1	週1回	1,647単位	378単位	事業対象者 要支援1	週1回	3時間以上	265単位
		週1回	1,647単位	378単位			2時間以上 3時間未満	186単位
	事業対象者 要支援2	週1回	1,647単位	378単位	事業対象者 要支援2	週2回 程度	3時間以上	272単位
		週2回	3,374単位	389単位			2時間以上 3時間未満	190単位
【参考:国基準で示す単価】								
加 算	○国基準により算定				○送迎加算 24単位(片道)			
減 算								
1単位あたり 単 価	1単位 = 10.27円				1単位 = 10.27円			
利用者負担	1割・2割				1割・2割			
支払い・ 給付管理	国保連を活用				原則、国保連を活用			

宮代町では、「サービス利用回数に応じた報酬設定」の観点から1回あたりの単価を定める

## 4 町内事業所の状況(実施意向調査の状況)

	現在	意向状況	
	要支援対象	現行みなし指定	サービス A
訪問介護事業所	7 事業所	6 事業所	6 事業所
うち新規参入			1 事業所
通所介護事業所	9 事業所	7 事業所	5 事業所

★実施意向調査は、第2回事業所説明会の際に実施。

※意向状況の事業所数は、意向の希望がある事業所数であり、検討中及び未回答の事業所数は含まない。

## 5 平成28年度のスケジュール(予定)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
サービス事業者		第1回事業者説明会 (7/26)			第2回事業者説明会 (10/17)		第3回事業者説明会 (12/20)		指定申請受付			事業開始
要支援認定者	要支援認定者更新案内通知								要支援認定者更新案内通知			
町民							宮代町ホームページ掲載			広報みやしろ 記事掲載		
										リーフレット 配布		